

委員 長 報 告 書

さる 3 月 9 日の本会議において、本委員会に付託された

議案第 29 号 橋本市消費生活センター設置条例について

議案第 42 号 橋本市墓園設置及び管理条例の一部を改正する条例について

議案第 44 号 橋本市手数料条例の一部を改正する条例について

を審査するため、3 月 15 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

記

議案第 29 号は、近年の急激な高齢化や社会的ニーズの多様化を背景に、消費に関する被害や特殊詐欺被害が増えてきており、消費生活相談窓口の機能強化や消費者被害の未然防止、消費者教育の推進等を図ることを目的として、生活環境課内に消費生活センターを設置するものである。

委員から、センターの職員体制について ただしがあり、消費生活係がセンター業務を兼務するもので、当係の職員 2 人、専門の相談員 1 人とし、センター長は生活環境課長が兼務する との答弁がありました。

設置場所と相談時間について ただしがあり、保険年金課と生活環境課間で通路側のカウンターを設置している場所を想定しており、パーティションで区切った 6 平方メートルの部屋を設けてプライバシーの保護に配慮する。相談時間は市役所の業務時間と同じであるが、業務時間外であってもメール相談の受け付けは可能であり、休日では消費者ホットライン「188」に電話することで、県消費生活センターか国民生活センターにつながり相談できるので、いずれかの方法で対応できる との答弁がありました。

所掌事務にある「消費者教育に関すること」の取り組み内容について ただしがあり、相談窓口も必要であるが、被害を未然に防止するための啓発

がより重要と考えており、これまでは高齢者に対する啓発に重点を置いてきたが、今後は学校教育においても啓発活動を行っていく。委託により実施してきた高齢者に対する出前講座を職員が行うことにより、その予算を学校における啓発事業に活用していく との答弁がありました。

これまで受けた相談の被害額はいくらか とのただしがあり、捜査機関ではないので被害額については把握していない との答弁がありました。

議案第 42 号は、高野口墓園において新たに 3 平方メートルの区画を設定し、新規利用者の増加を図るものである。未利用の更地 4 平方メートルの 3 区画のブロックを、3 平方メートルの 4 区画に図面上で変更するもので工事は伴わない。

委員から、墓地が返還されることが多いとのことだが、どのような場合か とのただしがあり、墓園の募集時にとりあえず親が購入したが、親が死亡した時には子が市外に住んでおり近くに墓地を購入済みであった、というような場合が非常に多い との答弁がありました。

3 平方メートルの区画はどれだけ設置できるか とのただしがあり、対応可能なブロックが 12 箇所あるため、最大で 48 区画である との答弁がありました。

墓園利用の資格が、伊都郡か本市に住所を有する者、あるいは本市に本籍を有する者となっているが、市外にも募集しているのか とのただしがあり、現在かつらぎ町住民に対しても広報している。ただし、伊都郡内の町村においても墓園は供給超過となっており、広報しても大幅な利用増加は見込めない との答弁がありました。

墓地の利用料が高いという意見はあるか とのただしがあり、民間の永代使用料と比較すると 3 分の 1 程度であり、管理料も 2 分の 1 から 3 分の 1 程度であることから、高いという意見はない との答弁がありました。

議案第 44 号は、固定資産税関係の証明書について、システム改修により一枚に記載できる筆数や棟数が 4 件から 8 件に増えたこと、地番図、土地台帳、家屋台帳は誰でも無料で閲覧可能であったが、個人情報保護の観

点等から閲覧を廃止することに伴い、所要の改正を行うものである。なお、本人または委任を受けた者が自己の課税情報として土地・家屋台帳を閲覧することは従来どおり無料で可能であり、地番図については、市ホームページの橋本マップにおいて平成 29 年 6 月に公開する予定である。

委員から、今回の閲覧廃止により影響を受ける者はいるか とのただしがあり、閲覧者は、電力会社や電話会社、次いで不動産業者が多く、営業活動に利用するために閲覧している。今後は市役所では閲覧できなくなるが、法務局において手数料を支払えば閲覧できることから、費用負担は生じるが業務遂行のための必要経費であり、やむを得ないと考えている との答弁がありました。